

第 8 回

熊本県議会

地域対策特別委員会会議記録

令和2年10月1日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第8回 熊本県議会 地域対策特別委員会会議記録

令和2年10月1日(木曜日)

午前9時59分開議

午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方創生に資する産業人材確保に関する件
- (2) 行政サービスの維持向上に関する件
- (3) 付託調査事件の閉会中の継続審査

出席委員(15人)

副委員長 緒方 勇 二  
 委員 藤川 隆 夫  
 委員 城下 広 作  
 委員 松田 三 郎  
 委員 溝口 幸 治  
 委員 西 聖 一  
 委員 高木 健 次  
 委員 濱田 大 造  
 委員 橋口 海 平  
 委員 河津 修 司  
 委員 岩本 浩 治  
 委員 岩田 智 子  
 委員 末松 直 洋  
 委員 吉田 孝 平  
 委員 池永 幸 生

欠席委員(1人)

委員長 早田 順 一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 山本 倫彦  
 理事兼

市町村・税務局長 宮本 正

市町村課長 清田 克弘

人事課長 城内 智昭

消防保安課長 橋本 誠也

企画振興部

政策審議監 野尾 晴一郎

企画課長 阪本 清貴

情報政策課長 椎場 泰三

知事公室

危機管理防災課長 柴田 英伸

健康福祉部

首席審議員兼

健康福祉政策課長 下山 薫

高齢者支援課長 篠田 誠

環境生活部

政策審議監兼

環境政策課長 松岡 正之

循環社会推進課審議員兼

課長補佐 吉澤 和宏

商工観光労働部

商工政策課長 臼井 洋介

首席審議員兼

労働雇用創生課長 岡村 郷司

農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 渡邊 泰浩

農地・担い手支援課長 楮本 亮治

土木部

監理課長 木山 晋介

教育委員会

教育政策課長 井藤 和哉

高校教育課長 岩本 修一

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 松本 浩明

政務調査課主幹 近藤 隆志

午前9時59分開議

○緒方勇二副委員長 ただいまから、第8回地域対策特別委員会を開催します。

まず、前回の委員会後に、執行部関係部課職員に人事異動による変更がありました。紹介につきましては、お手元の関係部課職員名簿のとおり代えさせていただきます。

なお、本日の委員会出席者は、説明資料に関係する職員のみとしておりますので、お手元の配席表により御確認ください。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題1、地方創生に資する産業人材確保に関する件、議題2、行政サービスの維持向上に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後質疑を受けたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いします。

また、説明者は着座にて説明をお願いします。

では、資料に沿って、執行部から説明をお願いします。

阪本企画課長。

○阪本企画課長 企画課でございます。

付託案件、地方創生に資する産業人材確保について説明いたします。

今回の委員会では、本県の雇用状況のデータと、あと、県の8月補正予算、9月補正予算案におきます雇用関連事業について御説明させていただきます。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。

県内の雇用の概況といたしまして、まず、有効求人倍率でございます。

1月から6月まで6か月連続で減少しておりましたが、7月は1.13倍と、前月から横ばいとなっております。ただ、資料にはござい

ませんが、県内の景気に関して、日銀熊本支店の9月の金融経済概観では、当面厳しい状態が続くと見られるとされており、今後の雇用情勢は楽観できない不透明な状況と思われ

ます。おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

本県の産業別の新規求人状況でございます。

今年7月の新規求人数は、前年同月と比較して、サービス業等が46.6%の減、卸売業・小売業が33.9%の減と、業種によっては大きく落ち込んでおりますが、グラフの黄色ですが、医療・福祉分野は、他の産業と比べ、依然として高い水準となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

来年3月の県内高校の新卒予定者の就職紹介状況でございます。

高校卒採用の求人情報が7月1日に解禁となりましたので、各年の7月末時点の状況を比較しております。

まず、左のグラフを御覧ください。

こちらは、卒業予定者に対する求人数の推移を示したものです。

今年7月末時点では、県内外からの求人を合わせました全数で4万5,332人と、前年から約2割減少、また、県内求人は4,499人と、前年から約3割減少しております。昨年まで求人数はそれぞれ順調に伸びておりましたが、3年前の水準程度まで落ち込んでございます。

続いて、右のグラフは求人倍率になります。

今年の7月末は、求人数の減少に伴い、求人倍率も落ちておりました。全数は、前年から2.72ポイント減の13.06倍、県内求人は、0.83ポイント減の2.06倍と、昨年より厳しい状況となっております。

次に、グラフの下の横表でございますが、これは、求職者数に占める県内就職希望者の

割合でございまして、今年7月末時点で63%となっておりまして、御覧のとおり、近年増加傾向にございます。

続いて、下段の新規学卒就職者の県内就職率を御覧ください。

左のグラフは、県内高校、右は大学の状況でございまして、令和元年度の県内就職率は、高校卒が61.3%、大学卒が45.5%で、近年はほぼ横ばいの状況となっております。

おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

上段は、厚労省が発表しております新型コロナウイルスに起因する解雇等見込み労働者数のグラフになります。

9月18日時点で、全国、赤い点線のほうですが、約6万人弱、本県で351人となっております、資料は間に合っておりませんが、9月25日現在では、全国で6万923人、本県が9人増の360人と、ともに増加しております。

続いて、下段は、新型コロナウイルスによる外国人技能実習生への影響でございます。

県内に事業所を有する監理団体を対象に調査したところ、入国制限による入国の遅れが8月末時点で600人となり、前回の5月末時点から約380人増加し、9月以降さらに340人の遅れが見込まれています。

次に、実習生の休業措置を行っている事業者は、8月末時点で19事業所となり、5月からは減少、そして、技能実習の中止につきましては、8月末時点で、3事業者で14名となっております。このうち、8名は、新型コロナウイルスの影響による特例措置により、在留資格を特定活動に切り替えて再就職されております。また、4名は転籍して実習を継続され、2名は就職活動中ということでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

ここからは、関連予算の概要を御説明いたします。

まず、8月補正予算でございます。

上段の新型コロナ対応雇用維持奨励金は、

従業員を休業させて雇用を維持するために雇用調整助成金等を受給した県内事業者の負担軽減等のために、1事業所当たり10万円を支給するものです。

下段の新型コロナ対応再就職支援プログラムは、離職を余儀なくされた方に対し、就業に必要な研修を実施し、人材不足分野への再就職を支援するものです。

おめくりいただき、6ページをお願いいたします。

くまもと農業人財総結集支援事業でございます。

農業分野では、深刻な人手不足に加え、先ほど説明しましたように、外国人技能実習生の来日遅延等により、さらなる人材不足が懸念されております。

このため、外国人材、潜在的労働者、障害者等の多様な人材と農業現場等を結び付ける新たなマッチング機能を創設し、安定的な人材確保のための仕組みを構築するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

ここからは、9月補正予算の概要でございます。

主なものを説明させていただきます。

まず、各世代における就業の促進を図る事業としまして、若者の地元定着を図る事業でございます。

上段の熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業は、新型コロナの影響により、就職採用活動が制限される中で、大学生、高校生とその保護者に対して、県内企業の魅力を伝え、県内就職の促進を図るため、デュアル企業説明会の開催やガイドブックの電子化を行うものです。

下段の高校生キャリアサポート事業は、先ほど御説明しましたように、新規高卒者の県内求人が昨年より減少していること、また、採用選考スケジュールが後ろ倒しになったことにより、就職未決定者の増加が懸念されて

いることから、県立高校のキャリアサポーター配置期間を来年3月まで延長するものでございます。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

上段のくまもと型就職氷河期世代活躍促進事業は、いわゆる就職氷河期世代の不安定就労者状態の方、あるいは長期無業の状態にある方に対し、就業や社会参加などの自立に向けた支援を行うため、若者サポートステーションの機能拡充、オンラインによる相談・支援体制を構築するものです。

下段の中高齢者就業支援事業は、県内企業の人手不足解消、成長発展のために、再就職に意欲的な中高年齢者に対し、セミナー等を実施し、再就職支援を行うものです。

続いて、9ページでございます。

外国人の就労拡大を図る事業になります。

熊本とつながる農業外国人材育成事業は、特定技能外国人に対して、農業の技術と知識、熊本の伝統・文化についての講座を開催するなど、熊本ならではの受入体制を構築し、農業外国人材から熊本が選ばれることで就労拡大につなげるものでございます。

おめくりいただき、10ページをお願いいたします。

ここからは、ICTなどの活用による省力化、生産性向上を図る事業になります。

まず、農林水産業関係でございます。

上段のスマート農業普及推進事業は、農業生産現場の労働力不足や技術の伝承等の課題に有効な手段となるスマート農業を推進するため、プラットフォーム整備、現地実証、学生への技術の周知等を実施するものです。

続いて、11ページでございます。

上段の林業イノベーション現場実装推進事業は、新技術を林業現場に実装することにより、省力化や生産性の向上を図るもので、林業イノベーション団地の実装による効果検証、林業事業体による新技術のモデル導入、

普及への支援を行うものです。

下段のスマート養殖業技術開発事業は、管理等の労働負荷の軽減を図るため、養殖施設におけるスマート養殖業技術開発向けの機器導入やシステム開発等を支援するものでございます。

続いて、1ページ飛びまして、13ページをお願いいたします。

第4次産業革命推進事業でございます。

県内企業は、生産性向上、産業競争力の強化が急務となっておりますが、企業経営者や現場技術者のIoT等の関連技術に対する理解・意識醸成は道半ばの状況でございます。

そのため、専門家らで構成する支援チームの派遣、IoT等を活用した設備投資計画等策定の補助を行い、企業の課題解決・生産性向上を支援してまいります。

おめくりいただき、14ページをお願いいたします。

下段のほうですが、介護職員勤務環境改善支援事業でございます。

介護分野の人材不足が深刻化する中、介護職員の勤務環境の改善、負担軽減、さらにケアの質的向上を図ることを目的に、介護施設事業所への介護ロボット等の導入を支援するものでございます。

15ページでございます。

ここからは、各業種における担い手の確保・育成に関する事業を挙げております。

まず、くまもと農業の継承支援事業は、後継者のいない離農希望者の経営資産を新規就農者に継承する仕組みを構築し、担い手の確保を図るものでございます。継承希望者と移譲希望者情報のデータベース化の支援、新規就農者が継承する施設の整備に対する支援等を行うものでございます。

1ページ飛びまして、17ページをお願いいたします。

下段になりますが、くまもと林業経営者スタートアップ支援事業でございます。

新規林業経営者にとってネックとなっております。機械調達等の初期投資に係る費用の一部を助成することで、経営や雇用環境の安定化を図るものでございます。

おめくりいただき、18ページをお願いいたします。

漁業チャレンジ就業支援事業でございます。

漁村が主体的に新規漁業就業者を確保・育成する仕組みづくりを支援するもので、研修体制の整備や体験漁業の実施、リース用漁船の整備等を支援することで、円滑に就業、定着できるような体制を整備いたします。

19ページでございます。

上段の福祉人材緊急確保事業は、介護職のイメージを改善し、安定的に介護人材を確保するため、介護の魅力発信や小中学生を対象とした体験学習を実施するものです。

最後に、下段の建設産業新3K推進プロジェクト事業は、建設業の3K、きつい、汚い、危険というイメージを、新3K、給与、休暇、希望に転換し、若手人材を確保するため、建設産業の情報発信、働き方改革や人材育成の支援等を実施するものでございます。

以上、県では、新型コロナウイルスによる雇用環境の悪化に対して迅速に対策を講じるとともに、県内産業の持続的発展のため、人材確保の取組についても、着実に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

続きまして、付託案件、行政サービスの維持向上について御説明させていただきます。

今回は、前回の委員会後に発生しました令和2年7月豪雨によって、行政サービスの点からも多くの課題が生じるとともに、様々な対応が行われました。

このため、本日の委員会では、被災市町村の行政機能の状況やそのことへの支援の内

容、また、復旧・復興に向けた動きなどを御紹介し、大規模災害後の行政サービスについて御議論の参考にしていただければと考えております。

資料は、20ページをお願いいたします。

まず、令和2年7月豪雨の被害概要です。

令和2年9月23日現在で、死者は65人、行方不明者は2人、住家被害は、県内で全半壊4,600棟以上、床上浸水1,500棟以上、これに伴う被害額は、公共土木施設で1,452億円、農林水産被害額で1,019億円となっております。

21ページをお願いいたします。

次に、復旧・復興に向けた市町村支援について、県の災害対策本部会議に示しておりますので、御紹介いたします。

まず、第1、取組方針として、国、県、市町村及び民間が相互に連携し、早期の復旧・復興に全力で取り組むとともに、市町村における必要なマンパワーを確保していくこととしております。

次に、第2、市町村への支援として、復旧・復興のフェーズに応じた支援として、資料記載のような内容で、短期的、中長期的に支援することとしております。

また、その下に、被災市町村への支援状況や、その右側に、特に被害が大きい役場機能の確保が困難な地域への支援の内容について記載しております。

次の22ページをお願いいたします。

次に、発災直後における被災市町村の行政機能の状況として、県の被災地行政体制調査・支援チームを派遣した6市町村の状況になります。

一覧表で、危機管理・防災担当職員の配置状況、市町村庁舎・設備の被害状況、窓口業務の状況などについてまとめております。

後ほど詳しく説明いたしますが、八代市では、浸水により坂本支所の機能を別支所に移転させる対応、また、球磨村では、役場機能

の一部を運動公園に移転させるなどの対応を行っています。

次の24、25ページをお願いいたします。

ここからは、個別の市町村の状況になります。

球磨村におきましては、役場への道路の寸断等により、災害対策本部の連絡窓口が役場から約5キロ離れた総合運動公園に設置されました。また、避難所を村外に設置するなどの対応が行われております。

25ページの(2)に記載のとおり、電話、インターネットをはじめ、ほぼ全てのライフラインが2週間程度不通になり、これに伴い、情報収集に関し混乱が生じたとのことでございます。

(3)では、被災後における役場本庁舎と運動公園での役割を記載しております。

7月23日から、ライフラインの復旧により、災害対策本部を含め、役場業務を本庁舎で全面再開しておりますが、一時はほぼ全機能を運動公園に集約されております。

次の26、27ページをお願いいたします。

八代市坂本町におきましては、支所が浸水するとともに、ライフラインが1か月以上にわたり寸断された状態となりました。支所機能を別支所に移転させたところです。

なお、坂本地区には、相談窓口が設置され、住民への相談対応が行われました。その後、8月11日から、元ありました坂本支所とは別の場所に仮庁舎が設置され、一部の業務を除いて業務を再開しております。

次の28ページをお願いいたします。

人吉市の状況です。

人吉市におきましては、固定電話、インターネット、メールの障害が発生いたしました。県からは、支援チームのほかに、災害ごみ処理支援要員1名を追加派遣しております。また、8月1日からは、ワンストップで被災者の各種支援の申請や相談対応のために設置された生活再建支援相談窓口には県職員を

派遣しております。また、人吉市内の中学校に球磨村の避難者の受入れを行っております。

29ページをお願いいたします。

芦北町におきましては、役場の水道が4日間断水となりました。また、自衛隊等関係機関との連携体制の構築などが行われるとともに、災害ごみ処理など県関係課と連携した支援が実施されております。

次の30ページをお願いいたします。

相良村、山江村の状況です。

相良村におきましては、固定電話、インターネット、メールが不通となりました。一方で、熊本地震の際に村の職員を派遣した西原村から助言などを受け、罹災証明書の早期交付につながったとのことです。

右側の山江村におきましては、固定電話、インターネット、メール、住基ネットシステムが不通となりました。

また、山江村では、村の公園用地を球磨村の災害廃棄物仮置場として提供するとともに、人吉市の避難者の入浴支援が実施されております。

次の31ページをお願いいたします。

こちらからは、被災市町村への職員確保支援について御説明いたします。

まず、短期的支援についてです。

9月25日現在、県、県内市町村、他都道府県から、被災市町村に対し、延べ1万2,073人が派遣され、災害対応業務を支援しており、現在も継続中でございます。

その内訳の主なものとして、(1)被災地行政体制調査・支援チームとして、特に被害が大きかった6市町村に対しては、県の幹部職員などを派遣し、首長のトップマネジメントを補佐したところです。

また、(2)情報連絡員として、被災自治体の被災状況等の把握、県が行う支援に関する情報提供や調整を行うための職員を派遣いたしました。

次の32ページをお願いいたします。

(3)の避難所支援や罹災証明関係に伴う職員の派遣に加え、(4)の保健師、土木技師、農業土木技師など、県の専門技術職員を派遣しております。

また、(5)のとおり、緊急消防援助隊は、12県から延べ5,000名が出動し、県内消防応援隊は、延べ700名が出動し、救急・救助、人員搬送などに当たっております。

また、県内消防応援隊については、消防車両が被災した人吉下球磨消防本部の活動を補完しております。

次の33ページをお願いいたします。

今回の災害派遣の短期的支援のベースとなっております総務省の被災市区町村応援職員確保システムについて御説明いたします。

これは、熊本地震における課題を受けて設置された総務省研究会の提言を踏まえ、平成30年3月に導入されております。

提言の内容といたしましては、真ん中の水色の枠の中で囲んでありますように、1、被災市区町村応援職員確保システムの構築として、被災市区町村ごとに対口支援方式による支援を実施することですとか、同じく、その右側の2、災害マネジメント総括支援員制度の構築として、首長の災害マネジメントを総合的に支援することとされております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

被災市区町村への職員確保支援の中長期派遣についてです。

災害の発生からある程度経過したことから、これまで行われてきた短期的な支援から、今後は中長期的な支援が必要となります。中長期派遣は、おおむね1か月以上の期間で、派遣先と派遣元で地方自治法に基づく協定を締結したものになります。

中長期派遣の決定に当たっては、34ページの下の大きな枠囲み、派遣要請から派遣までの流れに沿って進められます。

これまで、一番左側のところにありますが、①のとおり、県内13の市町村から168名の派遣要請が行われております。これに対して、右側の②、県内の市町村のうち、熊本市ほか3市町から9名の派遣が決定しているところです。

次に、未充足分については、③の九州地方知事会への要請を行ったところで、長崎県ほか13自治体から20名の派遣が決定しております。

これ以外の未充足分については、④の矢印で示しておりますように、総務省に要請しており、このうちの(1)の復旧・復興技術支援職員確保システムにより、長期の業務が予想される要員を確保し、さらにもう一つの(2)の総務省、全国市長会、全国町村会を通じた取組による要員を確保する流れとなっております。

なお、総務省の(1)のシステムについては、後ほど説明いたしますが、現時点で、このシステムにより、人吉市、芦北町、球磨村が要請しておりました29名分に対して25名の派遣が決定しているところです。

(2)の総務省、全国市長会、全国町村会を通じた派遣は、11月頃に決定予定です。

35ページをお願いいたします。

職員の確保等に関する財政支援措置についてです。

上の段の四角囲みの中長期の職員派遣の受入れに要する経費に対して、その8割について特別交付税が措置されます。

また、下の段の四角囲みの被災団体への応援及び被災者の受入れに要する経費に対し、その8割についても特別交付税が措置されます。

次の36ページをお願いいたします。

技術職員の充実等についてでございます。

先ほどの34ページに記載しておりました長期の業務に従事することが想定される復旧・復興技術支援職員確保システムに関する総務



省の資料になります。

これは、小規模市町村等で確保が困難な技術職員を都道府県等で増員し、平時においては、市町村支援業務のために配置を行います。大規模災害が発生した場合には、その下のブルーの部分になりますけれども、地方3団体や総務省などで構成される確保調整本部の協議により、技術職員が被災地に派遣されることとなります。

37ページをお願いいたします。

36ページの総務省資料で示されておりますが、中長期派遣が可能な技術職員数は、(1)記載のとおり、今年4月現在、全国で188名となっております。

これに対し、(2)の本県における取組についてです。

県における採用状況を踏まえ、市町村の要望に沿いながら、本年度から段階的に実施しており、今年度においては、南阿蘇村、西原村へ1名ずつ派遣をしております。また、益城町の橋梁復旧事業、益城町、山都町及び南阿蘇村の農地等災害復旧事業を受託しております。

一番下の行になりますけれども、上乘せによる採用は、令和3年4月採用分から数名程度実施し、順次取組を拡大していくこととしております。

次の38ページをお願いいたします。

中長期派遣の要望・充足状況ということで、全体像をお示ししております。

9月25日現在で、市町村分51名、県分11名が決定しております。

今後、市町村分の要請については、県による事業への支援などを考慮しながら再確認を行い、なお不足する分については、任期付職員や会計年度任用職員のほか、民間委託等による対応を見込んでおります。

39ページをお願いいたします。

参考として、過去の災害における中長期派遣の状況です。充足状況は、おおむね5割程

度となっております。

次の40ページをお願いいたします。

40ページから43ページまでが、災害復旧事業に関連した国あるいは県による垂直補完の資料となります。

40、41ページが、土木分野、治山分野における県の権限代行による災害復旧事業の資料となります。

すみません、42ページに移っていただきまして、42ページが、球磨村村道における県の権限代行による災害復旧事業、43ページが、高度な技術を要する県による農地等災害復旧事業の資料になっているところです。

次の44ページをお願いいたします。

各分野における主な市町村支援になります。

保健衛生、環境、物資調達、農林水産、土木、教育における主な市町村支援を記載しております。災害復旧に関連する市町村支援となっており、人的・技術的支援を各分野で行っているところです。

次の45ページをお願いいたします。

県における復旧・復興に向けた取組を御紹介いたします。

第1として、令和2年7月豪雨復旧・復興本部を設置し、被災地の復旧、復興を迅速かつ強力で推進していくこととしております。

そして、第2、市町村への支援として、地方創生につながる創造的復興に取り組む必要があるとして、市町村の要望に応じて、市町村の補完、支援に積極的に取り組んでいくこととしております。

次の46ページをお願いいたします。

最後に、6月のこの特別委員会の開催後の市町村の行政サービスの維持向上に関連する国の動きについて御報告いたします。資料は、第32次地方制度調査会における答申の概要となっております。

6月17日に地方制度調査会の総会で取りまとめられ、6月26日に総理大臣に答申がなさ

れております。

内容としましては、地方行政の在り方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要があるとの基本的な認識のもと、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携、地方議会に関し、目指すべき地方行政の姿が答申されているところです。

内容としましては、6月のこの委員会で御紹介いたしました答申の案とほぼ同じ内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

今後、この答申を踏まえて、国の動きなどがあるかと考えておりますが、そういうものに留意しつつ、行政サービスの維持向上について、引き続き検討を行っていきたいと考えております。

市町村課は以上でございます。

○緒方勇二副委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

まず、地方創生に資する産業人材確保に関する件について質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 各世代における就業の促進、8ページなんですけれども、就職氷河期の方々の就職、再雇用を含めた支援をしていくという話なんですけれども、具体的にこれ動き始めていると思うんですけれども、その中で、中高年のほうから様々な形でアプローチがあっているのかどうかを含めて、ちょっと今の現状を教えてもらえればと思います。この事業の進捗状況というか。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業については、今回9月補正予算をお願いしているところでございます。昨年度、熊本県も、全国4県の一つということで、重点取組

の県の一つということになっております。今後3年間、令和2年度から3年間、集中取組期間ということで、氷河期世代の方の就職支援を国を挙げて促進していくということになって、その取組の一つということになっております。

令和2年度の取組としましては、今後委託をするという形になるんですけども、オンラインによる相談を受け付けることであつたり、あるいはオンライン上で疑似就業体験をしてもらうとか、あるいは若者サポートステーションという相談機関がありますけれども、そちらに臨床心理士を加配しまして相談に応じると、キャリアカウンセリングであつたり、そういう相談に応じるということを考えているところです。対象としましては、先ほど説明がありましたけれども、長期無業者の方、あるいは非正規職員のうち不本意ながら非正規職員に甘んじていらっしゃるような方、こういった方を対象としているということになっております。

○藤川隆夫委員 今話を聞くと、ここに書いてあるとおり、長期無業者が約5,000名ぐらいいるというふうに書いてあるんですけども、結局ずっと仕事してない方々という意味だろうと思うんですけども、その方々が果たしてきちっと再就職できる状況にあるのかどうかというのを、逆に言うと、そこを握つとかなないと、幾らこういう計画をつくっても、結局、その方々がやっぱり仕事したくないという話になれば、同じことのような気がするので、できれば、その対象者が、実際再就職したい意思があるのかないのか、あるいはどういうところを求めているのかというのを、やっぱり逆に言うと把握しとかなないと、この事業をやっても恐らくうまく進まないんじゃないかと思うんですけども、その部分はこういうふうにお考えでしょう。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

おっしゃるとおり、各人それぞれの事情が  
おありだと思いますので、それぞれ個人個人  
に応じた取組とか支援が必要かと思っております。

それは、まず第1には、若者サポートステ  
ーションで個人ごとの相談に応じていくとい  
うことになると思うんですけれども、今回、  
県の採用職員でも、これは当課ではありませ  
んけれども、就職氷河期世代を対象とした募  
集を行ったところも100倍を超えるような応  
募もあったというふうに聞いております。

一方では、民間企業でも就職氷河期世代に  
限った募集を行っているところもあるんです  
けれども、そちらはそこまでの応募はないよ  
うな話も聞いておるので、うまくキャリアカ  
ウンセリングというか、自分の将来像あたり  
を描くようなところも含めた支援が必要かな  
と思っております。

今回、9月補正で要求しております事業の  
中で行う就業体験というのは、あくまでも疑  
似就労体験みたいなもので、パソコン上で例  
えばデザインとかを行って、それをクラウド  
上でパソコン上でちょっとやり取りするよう  
な、そういうところからまずは体験してい  
ただいて、少し就労意欲を持っていただけ  
るのではないかとこのところで一応計画はし  
ているところです。

○藤川隆夫委員 今のでわかりました。なか  
なか難しいかもしれませんが、やはり  
困ってらっしゃる方いらっしゃいます  
ので、積極的に様々な形でアプローチしてい  
ただいて、情報も発信していただいて、いい  
成果に結びつけるようによろしく願いた  
いと思います。

○緒方勇二副委員長 ほかに質疑ございま  
せんか。

○城下広作委員 19ページの例の土木の分野  
で、この産業に関して、いわゆる3Kだっ  
たのを、いわゆる新しい3Kと、非常にすば  
らしいことなんですけれども、業界としては、  
こういう大きな転換をするのに、相当な、あ  
る意味では改革といいますか、努力をせない  
かぬけど、この辺はどうなんですか、一丸と  
なってやるぞという大きい機運というのはあ  
るんですか。

○木山監理課長 監理課でございます。

この人材確保・育成事業につきましては、  
行政だけで取り組めるものではございませ  
ないので、建設業界と一体となって取り組  
んでいきたいというふうに思っております。  
機運のほうも、建設業界のほうもやる気  
がございまして、一緒に取組を進めてい  
るところでございます。

○城下広作委員 特に、給料も上げる、建設  
なんかは、こういった災害になると、なか  
なか休暇も簡単にやれぬし、忙しいときは、  
ばんばんばん残業してでも土日でも出  
てというような感じの、どちらかという  
と急を要するような仕事が多いような  
職種ですもんね、やっぱり。そういう  
意味では、なかなか厳しいだろうな  
と思ながらも、頑張ってもらわ  
ないかぬけど、また希望を持  
っていただくとなると、希望  
というのは、給与の面にも  
非常に結びついて、高給である  
ということが希望とかやりがい  
とかいう形になると思います  
ので、これは、行政が一生懸命  
しても、やっぱり受ける側にも  
相当やっぱり努力してもら  
って、ある意味では一体とな  
ってやらないと、なかなか絵  
に描いた餅になるような感じ  
があるから、ぜひ頑張ってい  
ただきたいが、だけど大事な  
重職といいますか、業種です  
からね、こういうところが育  
たないと、なかなか、いざ  
災害があっても復興に影響  
してくる

し、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○木山監理課長 御意見ありがとうございます。

働き方改革というのは、建設産業を今後充実させていく上ではやっぱり欠かせないことだというふうに思っております。今は、災害復旧ということで、どうしても迅速な対応が必要ですので、休暇ですとか、そういったところについては、若干取りにくいところがあるかと思いますが、そのあたりは建設業界の方々も物すごく使命感を持って今取り組んでいただいておりますが、やはり中長期的には、しっかりと働き方改革に取り組むことで、人材の確保、育成もできていくと思っておりますので、そこは業界と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○緒方勇二副委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 4ページをお願いします。

コロナの関係で、外国人実習生の取扱いも非常に問題になっておりますが、これ受入団体が努力すべきことかもしれませんけれども、やっぱりもう農業分野、産業分野、どうしても来てほしいという状況が声があつてますし、その中で、県として、どのようにしてより多く熊本県に来ていただけるのかという、窓口とか努力をどれくらいされているのかなど。事業の中にも、熊本が選ばれるような取組の事業もあつておりますが、具体的に農業関係は窓口があるとは聞いてますし、産業関係も含めて、現在どのような対応をしているのかをお聞かせください。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

新型コロナウイルスの感染症の影響下での、特に技

能実習生について問題となっていることが、海外との渡航が制限されているということになります。技能実習が終わった方が、例えば帰れないということと、あるいは海外から新たに受け入れる技能実習生が入って来られないと、そういう状況がありましたので、もともと技能実習生というのは実習というのが目的なんですけれども、実態は人手というところにも通じているものがありますので、そういう意味では、人手が足りないというところの状況が出てきていると思っております。

これについては、国の制度で、いろいろコロナ禍の中で特例措置あたりを考えておられます。帰れなくなった技能実習生については、在留資格を特定活動に変えて、延長で残られるようになるとか、あるいは、解雇された技能実習生等については、14分野について、他の産業も含めて転職ができるような、そういう制度も設けられておりますので、入って来れない方の手当てとしては、帰れない方がまずは活躍していただくということで、されておられるのではないかと考えております。

また、あるいは、もともと国内人材の確保が難しいということで、この外国人材に頼っておられたところも多いと思います。今回は、このコロナの影響で、残念ながら、解雇とか離職、失業された方も出てきておられますので、場合によっては国内人材で手当てをしていただくということも出てくるのかなというふうに思っております。

実際に、シルバー人材センターの事例とかで申し上げますと、これは外国人材ではないんですけども、もともと農作業の手伝いに来ていた方が集まらないということもあり、シルバー人材センターのほうに依頼があつたというようなことも聞いておりますので、国内人材でうまくつなげられる部分があれば、そちらで対応する部分があればなというところで思っています。

県としましては、熊本県中小企業団体中央会に企業さんからの相談窓口を設置しておりますので、そちらで企業からの相談を受けているという状況になります。特に相談内容で多いものは、やっぱり在留資格の変更であったり、新たな在留資格についてのお尋ねが多いというような状況にはなっております。

以上でございます。

○緒方勇二副委員長 農業分野は。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農業分野におきましても、外国人の方々是非常に多く活躍していただいております、今岡村課長からもございましたとおり、従来、本県におりました技能実習生の方は、在留資格を延長して、そのまま滞在していただくことによって、引き続き就労していただいているというような状況でございます。また、秋口近づいてまいりまして、収穫等作業が増えてくる段階になっておりますので、そのあたりは、残された外国人の方に加えまして、複数の農家の方がお互いに作業を手伝う、いわゆる手間替え等も行いながら実施しているところでございまして、現時点で外国人材の不足によって作付面積が減少するなどの状況は起きておりません。

一方で、労働力が不足するというような状態に対しましては、県といたしましては、国内で労働力を確保するために、請負業者などの民間業者によりまして、国内人材の確保を進めたり、あとは、国の事業で新たに雇用、代替りの人材を雇用する際に、掛かり増しの費用がかかる際は、その費用を補助するという制度もございますので、その制度の活用なども進めながら人材の確保を進めているというような状況でございます。

以上です。

○西聖一委員 コロナの状況次第で非常に難しいという問題はよく存じておりますけれども、現場ニーズも大変ありますので、情報等の連絡等もしっかりしていただいて、なるべく現場の声をすくっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○緒方勇二副委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 2点ありまして、まず1点目が、2ページ、3ページに関係するんですが、コロナの影響で急速に民間企業の業績が悪化して、来春新規の学卒者の求人がもう本当に少なくなることが言われてまして、就職氷河期世代を上回る冷え込みがあるんじゃないかなと懸念されてるわけですが、それに対する県としての対応というのは今どう考えているのかが1点でして、あと、もう1点が、今度は19ページでして、介護人材の取組なんですが、慢性的に介護人材全般的に人手が足りないというのは共通認識としてあると思うんですが、県内でも、熊本市内は、まだ求人を出しても働いていただく方が多い状況にあると思うんですが、一步ほかの市町村、郡部のほうに出ますと、同じ介護の求人をしてても全く人が集まらないと、そういう状況がもう現にあると思います。

いろんな要因が考えられると思いますけれども、特に郡部、熊本市以外での介護人材難、これに対して、今のところ同じ扱いだと思っただけですね。国の制度ですので、介護報酬が熊本県が基本的に一律だから、熊本市以外では、本当人が集まらないという現実に対して、県は、その辺どのように捉えてこういった事業をされているのか教えてください。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

来年春卒業予定の方の就職活動支援ということについてお答えいたします。

実際、委員おっしゃるとおり、ブライツ企業の幾つかにも確認をしておりますけれども、1割弱ぐらいだと思うんですが、来年度の採用予定数を計画から変更したと。これはほとんどが縮小したと。3人だったところが1人になったりとか、2人だったところがゼロになったりとか、そういったことになるんですけれども、一部には予定よりも募集人員を増やしたというところもあるんですけれども、多くは採用を減らすというところがありました。

これに対して、この新型コロナ禍で、なかなか、学生側も、企業側も、対面での就職活動というのができにくくなっておりまして、年度初めから、オンラインを利用した企業と学生をつなぐような企業説明会というのを実施しております。これは、今後、今年度の秋以降にも、また、来春からは、現大学3年生とか高校2年生向けのものも始める予定としておりますので、企業と学生が接する機会をできるだけ設けるようなところを県としては実施していきたいと思っております。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

介護人材の件でございますけれども、事業所施設側もいろんな工夫をされていると思っております。ハローワークに出すだけでなく、携帯の就職サイトに飛んでから、ちゃんと誰もがすぐ見れるような形で個別にやっておられるところもありますし、あと、県としてやっておりますのは、この19ページで4,500万ぐらい予算額ありますけれども、当初で3,900万ぐらいついているのがあります。これ、例えば8月の中旬には、人吉市で、就職の本当に介護人材を求めている方と求職者と求人とのマッチングですね、そういったのをそれぞれの地域でやっているようにしてます。そういうのを今、これまでもやってきたんで

すけれども、そういうのをきめ細かくやりながら、今後も、熊本市だけじゃなくて、ほかの地域でも、介護人材がきちっとマッチングができるようにやっていきたいなというふうに思っています。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

1点目の質問についてお答えさせていただきます。

高等学校の新規卒業予定者につきましては、先ほどから説明がっておりますように、現段階で求人件数が約3割減少しているとともに、就職選考開始日が例年9月中旬から始まるところが1か月後ろ倒しになっております。

7ページに書かせていただいておりますけれども、高校生キャリアサポート事業におきまして、例年ですと12月までキャリアサポートを配置しているところでございますけれども、後ろ倒しになったということで、就職支援を丁寧に行いたいということで、年度末の3月までキャリアサポートの配置期間を延ばせるよう、今の9月補正のところをお願いしているところでございます。就職希望者に最後まで丁寧に寄り添ってきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 本当にしっかりよろしくお願ひします。

以上です。

○緒方勇二副委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 私も19ページの介護人材の件を質問しようと思ったんですが、濱田委員が言われましたので、ちょっと別な面で、10ページのスマート農業普及推進事業という中

で、農業関係高校との連携による学生への技術周知という項目があるわけですが、法改正により、公道を走る場合に、1.7メートル幅の大型農機具は、免許が要るということになっておるわけですが、なかなか、親の農業を継ぐというために、高校卒業してからでは、もう即戦力に子供がならぬわけですね。

ですから、普通免許も一緒ですが、ぜひ高校の3年の中で、農業高校の農業科目における生徒については特殊大型車両も、農地が大型化しておるわけですから、高校にいるときから免許も取れるような方向にならないのかなと。何か高校によって違うということでお聞きしましたので、ぜひそういう部分をお願いできればと思うわけです。

○緒方勇二副委員長 答弁は要るんですか。

○岩本浩治委員 何かあれば。

○緒方勇二副委員長 もし方向性があれば。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員からの御指摘につきましては、例年、学校によって、どういった生徒に免許を在学中に取らせるかということに少し温度差があるということは、正直そういった実態があるかと思っております。ただ、今ありましたように、高校卒業して就農したいという生徒につきましては、農業関係高校に確認しましたところ、就職決定者とみなしまして、希望している生徒につきましては、普通免許と併せて大型特殊免許を取得することは認めているというようなところは確認しているところでございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 ぜひそのことをやっていただきたい。中には、高校卒業して就職が決ま

らなければ普通免許も取れないという高校もあるわけなんですね。そうしますと、ちょうど3月、4月という時期で、自動車学校にもなかなか行けない高校卒業就職者も多いものですから、こういう何か早目にできれば、就職させて時間潰しして自動車学校にやる、というのは非常に厳しい部分があるものですから、ぜひ、そういう部分での大型農機具の免許、普通免許等も同じように検討していただければと思います。

以上です。

○緒方勇二副委員長 要望でよろしいですね。

○岩本浩治委員 はい。

○緒方勇二副委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 すみません。出席者の中で一番偉い総務部長にちょっとお尋ねしたい。

雇用のところを含めての話ですけれども、今日の資料にもありますように、執行部もそうですが、我々議会も、熊本県民、雇用行政、労働行政については、自分が働きたい職種あるいは働きたい企業で働ける、そういう人を採用すると。ということは、失業率ができるだけ低くて、有効求人倍率も、ある程度一定の水準を維持すると、こういうことを充足するために、そういう目標のために頑張ってもらって、我々も頑張ってきたつもりです。

一方、これ以前別の委員会で申し上げましたが、今日の資料にもありますICT、IoT、AIとか、こういうのを例えば突き詰めて効率を追求していくと、人があんまり要らない会社が増えてくる。私、ちょっと楽観的に、そうは言うても、やっぱり人がある程度いないとできない仕事が残るだろうと思って

おりましたけれども、ある専門家に言わせると、ほとんどそういう職種、企業はなくなると、先では。冗談で、県議会議員は必要だろうと思うたら、いや、県議会議員も要らんどつなりますばいというような話もあるぐらいで、それを突き詰めていくと人が余り要らなくなる。

もちろん、少子化で、国全体もこれからかなり人口が減ってくるんでしょうけれども、あるいは、コロナ禍で、リモートとか、企業によっては、テレビ会議システム、オンライン等々使われている。多くの企業にアンケートを取ると、これは別にコロナが収束した後も、有用な部分はこれをある程度残していこうと、そういう勤務形態、残していこうというような企業も多いようでございます。そうすると、移動が少なくなると、移動に関する運送や運輸とかそういう業種もまたちょっと考えなきゃいけないと。非常にいい影響もあるんでしょうけれども、悪い影響も——裾野が広がるという意味では、我々は、あるいはみなさんもそうですけれども、例えば、人が要らなくなってくる社会を、ある程度先取りして、雇用問題とか労働問題というのを考えていくのか。一方では、ちょっと企業では難しいかもしれませんが、企業にもある程度我慢していただいて、今週休2日を週休3日、4日ぐらいにしてでも、やっぱりしっかり人をある程度雇ってくださいというような政策の方向性、あるいはそれ以外もあるかもしれませんが、我々とすれば、どこを目指して、どういうところにポイントを絞って、政策を打っていくとか、考えていく、提言していくべきなのかというのを、ちょっと部長の私見も含めてで結構でございますが、教えていただければと思います。

○山本総務部長 今松田先生からお話がありました件についてでございますけれども、まず、どのぐらいのスパンで物事を考えるかと

いうことにもよるかと思えますけれども、当面、足元で求人が少し減っているということと、一方で、求職が増えていて、マッチングした自分が就きたい職業に就けないということのギャップと申しますか、アンバランスをどう解消していくかというのは、足元で取り組まなければならないことだということでございます。

今、この委員会の御議論の中でも、各分野の話が既に出てございますけれども、特に建設業の話なんかでもありましたように、求職側のほうも、特に、学生とかまだ社会経験の少ない方なんかは知らないこともたくさんあるでしょうし、そういった業界とか、こんなお仕事あるんだよということをよくよく御理解いただくというか、要は、業界から言うと、宣伝活動になるのかもしれませんが、御理解をいただいて、マッチングの幅を広げていくという活動を、業界もそうですし、行政のほうもしっかりやっていかなければならないんじゃないかなというのが1つあるかと思えます。

その中で、もう少しスパンを広げて考えると、コロナの中でも、ITとか機械あるいは技術が人に少し代わっていく部分というものについては、当然そういったところもあるかと思うんですが、一方で、医療、介護の分野も含めて、どうしても人じゃないと対応できないところもあるかと思えますし、農業なんかも、やはり突き詰めていっても、最後は人がやっていくところがあるんだと思います。そういったところは、外国から来ていただく方に活躍してもらおうというのもありますし、国内で様々な業種からの転換というのをスムーズに進めていけるような施策というのにも必要になってこようかと思えます。

IT化の関係で言うと、東京の都心なんか、熊本の中心部なんかでもそうだというふうに聞いてますけれども、オフィスに行かなくても仕事ができるということであれば、わ



ざわざ1時間、1時間半かけて通勤しなくてもいいということになってきますので、都会から我々地方部、熊本の県内だと、熊本の都市部から熊本の県内の地方部に対して仕事をシフトさせていくといういい機会であるというふうにも考えることもできるかと思いたすので、まず、中期的な視点としては、全国からそういった仕事を熊本のほうに呼び込んでいけるような施策なり環境づくりなり、あるいは商工のほうで今取り組んでいただいていますけれども、先進的なIT企業を、まず来てもらうことによって、そういったところの仲間の広がりというのを見つけていけるような、そういう継続的な施策というのを打っていく必要があるのだと思っております。

最後に、本当に県議会議員も要らなくなるような世界がこの世に訪れたときのことは、まだ日本全体でもどういう方向に行くかというのは議論がなされてないかと思いたすけれども、その頃にはもう、今議論させていただいているような我々の世代から将来の世代にシフトを段々していつてるかと思いたすので、新たな発想で頑張っていただければなと思いたすところがございます。

私見も含めてでございますが、以上でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。突然質問してすみません。

やっぱり今のお話聞きながら、ちょっと、もうある程度年取った我々は頭固うございますが、おっしゃった、状況が変わって、例えばコロナが一つの大きな転換と思いたすが、今まであんまり見向きもされなかった産業、業種が何か調子がよくなったりとか、今までどおりやってたら、やっぱり知らぬ間に段々斜陽になってきたりというもののちょっとスパンも早くなったりとかするのをやっぱりつぶさに見ながら、伸びそうなところにはしっかり、国はもちろんでございますが、県もや

れる範囲で支援をして、そこにある程度雇用も頑張ってもらったりとか、そういう短いスパンでの変化にもきっちりフォローしていかなきゃならないなと改めて思いたしたので、またいろいろ情報があつたら教えていただきたいと思いたす。

以上です。

○緒方勇二副委員長 ほかにございませんか。

なければ、次に、行政サービスの維持向上に関する件について質疑はありませんか。

○末松直洋委員 20ページの7月豪雨の被害の中で、今避難所におられる方は、まだおられるのかということが1点と、みなし仮設、アパートとか旅館とか、そこら辺に入られる方もおられると思いたす。その方たちの入居状況とか、それと仮設住宅を建設されていかれると思いたすが、その建設状況あたりを教えてください。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

避難所、まだいらっしゃいます。状況でございますけれども、今回の豪雨では、熊本地震より、さらにコロナ禍ということもございまして、環境改善を図っておりまして、一般の避難所についても、パーティションを設けるとか、段ボールベットを設けるとか、衛生面でも、非常に感染防止対策という面でも配慮をしまして、環境を整えているというところでございます。ほかにも、ホテルや旅館などの活用などもしております。一方で、福祉避難所に配慮の必要な方については入っただいただいているという状況でございます。

一方で、仮設の建設状況でございますけれども、現在、775戸が建設をしております。みなし仮設のほうも、600ぐらいございますので、700ぐらいになるかと思いたす。

まだニーズが十分に在宅の方とかも含めてつかめてない部分もございますので、今まさに市町村のほうにお願いをしまして、新たに仮設に入る必要がある方がいらっしゃるのかというところも含めてニーズ調査をしまいでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員 すみません、ちょっと聞き取りにくかったんですが、避難所に何人ぐらいおられるということ……。

○下山健康福祉政策課長 お調べしますので、また後ほど。

○末松直洋委員 3か月、やがてもう豪雨から3か月近くなりますので、相当、やっぱり避難所におられる方たちは、心身ともに疲れておられると思います。球磨村の方たちも、宇城市の以前熊本地震のとき建てた仮設住宅に何名か入られているということで、宇城市も割と被害がひどかったもので、避難所とかみなしとか仮設住宅の状況も把握しとると思いますので、そこら辺アドバイスができるところはアドバイスをお願いしたりして、しっかりいち早く安定した住まいの確保が最優先だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○下山健康福祉政策課長 失礼しました。現在の避難所の避難人数でございますけれども、7市町村で762人、これは、すみません、9月の23日現在のデータでございますけれども、762人ですね。7市町村でいらっしゃいます。

○緒方勇二副委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○城下広作委員 災害ごみのことでちょっと確認をさせていただきます。

大量に災害ごみが出たと思うんですけれども、畳とか木材とか、あれは最終的にはどこで最終処理場という形になったんですかね。

○吉澤循環社会推進課審議員 循環社会推進課でございます。

災害ごみですけれども、市町村の仮置場に集めさせていただきまして、リサイクルと焼却、いろいろな方法で処理しております。基本的には、県内での処分場のほうに運びまして処理させていただいておりますけれども、一部、台風の前とか、どうしても緊急に処理しなければならなかった場合についてだけ県外に処理させていただいております。

以上でございます。

○城下広作委員 その県外と県内の割合は、大体どのくらいですかね。

○吉澤循環社会推進課審議員 循環社会推進課でございます。

すみません。割合は……。

○城下広作委員 細かい割合はいいです。県外に半分以上か半分以上か、それだけわかればいいです。

○吉澤循環社会推進課審議員 循環社会推進課でございます。

半分以上ということはございません。基本的には県内と考えております。

○城下広作委員 わかりました。

なるべく災害ごみというのは、自分の県で出たのは自分の県でやるというのが基本的な大きなルール、そのもとでやっているといたします。県外に出すのは、よほどの理由がないと、なかなか、やるとなると、迷惑なものを

よそに出すということは、これは営利だから、それを受け入れるところもあるんですけども、その原則があるのかなということで、一応確認をさせていただきました。

もう1点、今回河川の洪水で大きく被害が出て、そこに土砂、その中に、いわゆる建設骨材になる砂利とか砂とか相当堆積しているんですけども、これは、単純に、もう処理して、そのままどこかに埋めるというようなやり方なのか、それとも、建設骨材としてリサイクルできるものは、どこかにストックしながらしっかり利用していこうという考えがあるのかなのか、そこだけ教えてください。

○木山監理課長 監理課でございます。

基本的に、災害で出たごみと申しますか、土砂につきましては、どちらかに仮置きをして処分をしていくという形になるかと思いますが、今先生がおっしゃったとおり、再利用するのかどうかについては、すみません、関係課のほうに確認をしてお答えさせていただきたいと思っております。

○城下広作委員 せっかくですから、特に河川の中にあつて掘削をすると、通常は、掘削をして骨材にするというもともと業務があるんですけども、今回は、自然にそれがたまって、そして除去しなきゃいけない、そうすると、そのまま資源という形の考えもあるものだから、ぜひ、そういう利用ができるならば、そういう考えもあってもいいんじゃないかなということで、一応述べさせていただきました。

以上です。結構でございます。

○緒方勇二副委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 20ページ、21ページに関連

することなんですけど、集中豪雨からもう2か月たちまして、最近、8月の終わりぐらいから問い合わせが何件かあったので、共通してる質問というのが、公費解体に関して、人吉市とか球磨村に問い合わせても、担当者がちょっと待ってくれ、待ってくれと、公費解体いつから始まるんですかと、まだ待ってくれと。自分で、もうさっさと解体業者に頼んで、もう見積りも出てるんだけど、自分で解体して家を再建したいという方が複数名いらっしゃるしまして、どういう対応かが——市町村の担当者は、まあ待ってくださいと、まだ年末ぐらいからしか始まりませんと、どうなってるんだという問い合わせに対して、私としては、熊本地震の経験上、自主的に公費解体の以前に自分の実費でまず払って、遡及して公費解体の対象になるはずですよということをお伝えしたんですけども、実際、各市町村によって対応の仕方が違うと思うんですけど、県の職員が全ての市町村に行ってるはずなんですけど、その辺のやりとりってどうなってるのかを教えてください。

○吉澤循環社会推進課審議員 循環社会推進課でございます。

御指摘の点につきまして、まずは公費解体の今後の流れについて御説明させていただきます。

芦北町で、先日24日でしたか、公費解体を開始したという所がございます。全体としては、おおむねの市町村は10月の中頃からの解体の予定です。ただ、主要な市町村は、もう受付は開始しております、受付を開始した後に測量とかをして、どの面積があるのか、そして本人の所有かどうかという手続を取った上で解体という手続になりますので、どうしても10月までかかるという状況でございます。それと、順番に解体していかれますので、すぐすぐ全てが10月にはできないというところでございますので、いつということが

答えられないという現状にあるのかと思います。

もう1点、御指摘の自ら解体するという事ですけれども、これは公費解体と言っておりますけれども、公費でやる場合と、自費でまず解体していただきまして、その分の費用を後ほど償還するという2つのやり方がございます。市町村は自主解体も受け付けておりますので、お急ぎの場合は、その自主解体で申請していただければ対応は早急にできるかと思えます。

以上でございます。

○濱田大造委員 もう13市町村で自主解体も全てオーケーということですかね。

○吉澤循環社会推進課審議員 循環社会推進課でございます。

制度上は、自主解体、全ての市町村で大丈夫なんですけど、市町村に御相談いただきまして、また不都合がございましたら、市町村から県に相談していただければ、私どものほうが市町村と相談させていただきたいと思えます。

○濱田大造委員 了解しました。

○緒方勇二副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○西聖一委員 33ページですけれども、今回、本当に県の職員派遣、素晴らしい成果も出ているんじゃないかなと思えますが、これが総務省の考えで、熊本の地震を経験にして被災市区町村応援職員確保システムということできたということはよかったなと思えます。

今回もいろいろ派遣されていますけれども、職員の派遣の在り方はいろいろあって、県の職員のままの身分で行く場合、また、割

愛で行く場合、そういうのがあるんですね。受入市町村のほうも、予算確保ができて、国の交付金も対応できるので、受け入れる側の希望する市町村は言いやすくなって、派遣するほうの県の対応として、そういう職員の身分をもっと安定的に派遣できるような形にしてほしいと思うんですね。

今回の災害派遣の場合、手当関係ですね。受入市町村のほうでは、手当関係も出てますけれども、災害派遣の手当みたいな考え方はないのかなということです。というのは、以前は、県職員は、高冷地手当とか遠隔地手当というのがあって、これはもう時代の関係でなくなりましたけれども、災害派遣のとき、派遣されるのが数か月になる場合、やっぱり要らないものを買ったりして備えたりするんですよね。経費としては、家族と別れるとか、そういう災害手当みたいなものはあっていいんじゃないかと思うんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

○清田市町村課長 市町村課です。

資料の35ページをお願いします。

35ページの上の段の中長期の職員派遣の受入れに要する経費ということで、その中の対象経費の箱の中の右下のところに災害派遣手当ということがあっておりまして、ただ、基本的にこれ、受け入れる側の市町村が、条例上、災害派遣手当を支給するという定めをしていただかなきゃいけませんけれども、今のところ、受け入れていただく市町村では、その制定に向けて準備が進んでいるところと聞いております。ですので、災害派遣手当も対象になるということになります。

○西聖一委員 受入れが進んでいるということは、今現在では、まだ出せてないということですかね。

○清田市町村課長 市町村課です。

説明が十分でなくて申し訳ありません。

先ほどちょっと申し上げたんですけれども、市町村によっては、まだ全然受入れが確定していない市町村もありまして、そこではまだ準備が進んでいないんですけれども、受入れをする市町村では、もう基本的には対応をしているというところですよ。

○西聖一委員 じゃあ、その点は安心いたしました。

私は、この県の役割、これからの県の役割として、やっぱり県内の自治体職員に対する人材派遣的な役割は大きなものがあると思います。今回は、災害派遣という形で出ましたけれども、現実的には、土木技術者だとか、保健師とか、技術職員が、小規模自治体としてですけれども、確保できない市町村については、県のほうで派遣していくのは大きな役割かなと思うんですね。

その際、今の考えでは、派遣する以上は、優秀な方といいますか、係長級以上の方というふうになっています。出される職員の身分をきちっとしていただくということと、出す県の体制も、そういう一番頑張ってもらいたい職員が市町村に行くわけですから、県のほうは、逆にいくと、穴が空くような状況も出てくるんですね。ですから、そこら辺をきちんと回していくような総合的なシステムみたいなものを、ぜひとも総務部長には考えていただいて、今回、被災地支援は、くまもとモデルから始まっているようですけれども、これ長期派遣制度も立派なやつをつくっていただければと思いますが、どうでしょうか。

○山本総務部長 今回の7月豪雨に際しましても、まず、当初のLOといいますか、連絡員としての派遣と、それから、今中長期の段階になりまして、被災の市町村に、市町村からの要望に応じて、派遣をさせていただいております。

今先生から御指摘いただきましたように、複数名を派遣するわけにもなかなかまいりませんので、1人でしっかり市町村の中で活躍いただける方ということで行っております。当然、そういった方が行くと、もともと働いていただいている職場なんかでも、当然穴が生じるわけですが、そこは全庁的に何とかやりくりしていくことかと思っております。

その前提といたしましては、やはり今回コロナもございましたし、7月豪雨もございましたので、2度にわたって、各部各課において、BCPといいますか、本当に真に優先的な仕事、必ずしもこの状況においてはそうではないものというものをしっかり区分けしていただいて、そこにきちんと取り組める体制、県全体として優先的な業務をしっかりと見極めていく体制をつくりながら、それに対応する職員をしっかりと配置していくというような考えでやらせていただいております。なかなか厳しい状況ではありますけれども、何とかやらせていただいているという状況かと思っております。

○西聖一委員 考え方はそれでいいんですけれども、要望として、県職員として採用されて、県職員として頑張ろうという中で、いろんなタイミングで派遣される職員のことをしっかり考えていただくことをお願いして、終わります。

○緒方勇二副委員長 ほかに。

○橋口海平委員 行政サービスの維持向上ということなので、地方行政のデジタル化について質問します。

例えば、現在不動産を取得するときに、上下水道の情報とか市町村が管理していると思うんですが、そういったのを一元化したら、非常に、行政サービスというか、そう

いったのも向上するんじゃないかなと思うんですが、そういう情報の共有ということで、市町村との連携というのはどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○清田市町村課長 今回の新しい内閣のほうでも、デジタル庁を設置される動きですとか、この4連休もずっと作業をされているということで、すごく動きが早いなというふうに感じておりますけれども、今おっしゃったような形で、国が動けば恐らく県も市町村も対応していくと思いますし、その具体化する中で、脱判こですとか、非接触ですとか、密を避けるとかいう動きがありますので、今おっしゃったような点も含めて動きが出てくると思いますが、今の時点で、もうデジタル化なので、その辺の動きがありますというところまで、すみません、お答えできずに申し訳ないんですが、恐らく今後当然動きが出てくるだろうと考えておりますし、それに対して、県としてもしっかり対応しなきゃいけませんし、我々としては、市町村、やっぱり人材とか不足する部分が大いすし、お金も必要になりますし、体制も必要になりますので、その辺は十分支援していきたいと思えますし、市町村の状況はしっかり把握していきたいと考えているところです。

○緒方勇二副委員長 よろしいですか。  
ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 ちょうど7月豪雨から3か月近くたつわけで、各自治体、今復旧、復興に向けて動き出していると思えますし、それに、職員派遣も今、県並びに市町村からも派遣されてやっていく話になっておりますけれども、実は、その中で、様々な住民サービスというのは、これから、当然立ち上がっていけばやっていかなきゃいけない。現状は、恐らく復興に向けて各自治体一生懸命でしよう

けれども、これから、それに加えて、今言った住民サービスをやっていかなきゃいけない。その中で、この各市町村の横の連携ですよ。できれば、それを連携をうまく図ることによって、自治体の負担というのが少しずつおのおの減っていく可能性は私はあると思うんですけども、そういう中の横の連携というのは、現在取り始めているのか、それともまだこれからなのか、その部分がわかれば教えていただければ。

○清田市町村課長 このそもそもの特別委員会の設置に当たっても、市町村の体制、人口が減少して役場の機能も厳しくなる中で、全ての業務を全ての市町村がやることのできるのかというのがもともとあったかと思えますけれども、今回の災害でも、一つの市町村で完結できていない部分も多々あります。

ただ、今のところは、どちらかという垂直補完、県が直接入って行ってフォローしている感じで取組を進めているところかなというふうに思っております。横の連携というのは、恐らく今後動きが出てくると思えますし、今回の災害を踏まえて、やっぱり体制的に備えるとか、あるいは将来地方創生をやる際に単独のほうがいいのかというような議論もあるかと思えますので、そういうのを見守っていききたいと思います。

行政ではないんですけども、実際にボランティアの受付とかは、人吉市と球磨村が一緒にされたりとか、ほかの地域もあったというふうに記憶しておりますので、そういうことが、要は、難しいとかあるいは大変なときはお互い助け合う動きもありますし、そういうのも踏まえながら、今後動きが出てくるのかなというふうを考えております。

○藤川隆夫委員 今のであらかたの話はわかりましたけれども、やっぱりこの水平補完という部分、この部分をやっぱり進めていくこ

とが、各自治体の、逆に言うと、私は、体力の温存というか、住民サービスに直接つながる部分にもなってくるのかなというふうに思いますので、その横の関係というのを、できればもっともっとつくっていただいて、やっていただければというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○松田三郎委員 関連しまして、今垂直補完という話が出ました。この委員会か、その前の期の特別委員会だったかもしれませんが、そういう議論もしておりました。

それで、災害に特化してあるからかもしれませんが、この資料で言いますと、21ページの左下の「被災市町村」というところの下から2つ目の丸ですか、「県による市町村業務の受託(高度かつ専門的な復旧工事等)」となっております。これ、監理課長か市町村課長か、どちらかわかりませんが。

一方、資料42ページで、例の県による権限代行、これは、この説明にもありますように、非常災害に指定されたから、この権限代行が認められるというような説明を私たちも受けております。ということは、一般論として、市町村、特に町村で、ちょっと自分たちじゃ難しいというのを、こっちで言うと受託、だから、市町村が委託をして県が受託をしてやる事務というのが多分あるわけですね、全部で。その中で、この非常災害に指定された部分について——これ、だから非常災害に指定されないと権限代行でできないということでしょうから、この兼ね合いというのは、何か明確に法律上とか書いてあるのですか。

○木山監理課長 非常災害の指定につきましては、現在、道路法、河川法等の規定の中で、県が権限代行をする場合には、非常災害に指定されなければならないというふうに規定されておりますので、それを受けることが

まず大前提になります。

今回の場合は、非常災害に指定されましたので、県が、球磨村の一部の4路線ですが、代行することができるようになっております。

ただ、今先生がおっしゃった、例えば、各市町村ごとに非常災害を受けなくても高度な非常に困難な業務があるんじゃないかと、それについてはということであれば、県は、日頃から、工事の一部受託という形で、県が市町村に代わって業務を受託して工事をするということもございます。そういった形で今は支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

○松田三郎委員 何かわかったような、わからないような、ですけど。

例えば、五木の九折瀬とか、村道を県が代行してという例は、この非常災害と関係なく、通常、今おっしゃったように、課長、あるわけですね。これも、もしかすると非常災害に指定されなくても、通常の委託、受託で、県が嫌ですというなら別でしょうけれども、形式上、不可能ではないということでしょう。

○木山監理課長 監理課でございます。

先ほどちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。

権限代行という形で県が市町村に成り代わってやる分については、この非常災害の指定が必要ということになります。受託というのは、この権限代行とは別のスキームでございまして、これは、常日頃から、市町村が、ここはもう技術職員が足りずに工事ができないというふうに県に直接委託をすることができるということになっておりまして、その分は、日頃から個別に県が委託を受けて、県のほうで工事をしているといったようなことでございます。

○松田三郎委員 大体わかりました。この先、後で結構ですけれども、その場合に、委託、受託で、本来、同じような工事だとして、その自治体が負担すべき割合なり金額と権限代行で県にお願いした場合の自治体の負担、あるいは自治体が自ら行った場合の工事等の分で、多分余り変わらないだろうと思えますけれども、負担額、負担割合というのは、違うのか一緒なのかだけちょっと教えてください。

○木山監理課長 監理課でございます。

今おっしゃられたことについては、受託であれ、権限代行であれ、自分のところで施工するであれ、基本、金額的負担は全然変わりません。例えば、市町村から委託を受けても、また権限代行を受けて実施をしても、市町村工事を受けるものですから、市町村に負担していただくということになりますし、県が工事委託する場合は県が負担するということになります。ですから、基本的には、市町村、県、国、それぞれに負担額については全然変わりません。

○松田三郎委員 結構です。

○緒方勇二副委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○吉澤循環社会推進課審議員 すみません、委員長、補足させていただきますでしょうか。

申し訳ありません。先ほどの城下委員の質問に対する答弁で修正と補足をさせていただきますでしょうか。申し訳ありません。

先ほどの委員の質問に、県外への搬出について、台風の前だったりとか、混合廃棄物だったりとか、限られたものだけをというふうに申し上げておりましたけれども、基本的

に、民間の施設については、限られたものを出しておりましたけれども、例えば、福岡市の焼却施設とか、大規模な焼却施設を持っている県外の市町村から、持って来ていいと御支援いただいた場合については、県外で焼却をしております。県内の焼却炉が、なかなか少なく、また余力がなかったもので、そういうものについては、県外で一般的に焼却をさせていただきますので、申し訳ありません、その点、修正、補足させていただきます。

以上です。

○緒方勇二副委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、質疑はこれで終了いたします。

次に、議題3、閉会中の継続審査についてお諮りします。

本委員会に付託の調査事件については、引き続き審査をする必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二副委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

その他として、私から1つ提案がございます。

閉会中の視察の件ですが、委員会で行う委員派遣は、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることとなっております。しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合がございます。

そこで、付託調査事件に係る閉会中の委員派遣の実施、目的、日時、場所等につきましては、委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二副委員長 異議なしということで



すので、そのように取り計らわせていただきます。

ほかになれば、本日の委員会は、これで閉会いたします。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

地域対策特別委員会委員長